

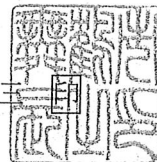
引紙④

様式第9号(第6条関係)

舞公広第 61 号
令和4年10月 4日

一般財団法人有本積善社
代表理事 有本 圭志 様

舞鶴市長 多々見 良三



第 三 者 意 見 照 会 書

舞鶴市情報公開条例に基づき「FMまいづる中継局問題で、舞鶴市長が9月14日の市議会代表質問答弁で「無線方式はFM側の要望で、証拠となる文書がある」とした、その文書」に関する情報が記録された行政文書の開示請求がありました。

本件開示請求に係る行政文書の開示決定等についてご意見があれば、別紙「行政文書の開示に係る意見書」(様式第10号)により、令和4年10月11日までに回答してください。

行政文書の件名	①五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局等設置等調査・基本設計業務報告書に対するコメント ②FMまいづるから広報広聴課長へのメール(2021年6月11日付)
開示請求の年月日	令和4年9月26日
行政文書に記録されている情報の内容	①平成30年度に実施した五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置調査基本設計業務の報告書に対する放送事業者からのコメント ②FM局を運営する放送事業者から広報広聴課長へ無線通信システムの構築について説明したメール
担当部課等及び意見書提出先	市長公室広報広聴課 電話番号 0773-66-1041(内線:1317)
舞鶴市情報公開条例第13条第2項に該当する場合の適用区分及びその理由	<input type="checkbox"/> 舞鶴市情報公開条例第13条第2項第1号に該当 <input checked="" type="checkbox"/> 舞鶴市情報公開条例第13条第2項第2号に該当 該当理由 ・第三者に関する情報が記録されている行政文書を第7条(公益上の理由による裁量的開示)により開示しようとするときに該当するため
備考	